

韓国の児童虐待処罰法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人

【目次】

はじめに

I 背景及び経緯

II 概要

おわりに

翻訳：児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法

に関する特例法」(以下「児童虐待処罰法」という。)が公布された。児童虐待に関する一般的な規定は児童福祉法に置かれているが、児童虐待行為者に対する処罰、被害児童の保護に関する手続等を規定した法律を新たに制定したものである。本稿では、児童虐待処罰法制定の背景及び経緯並びに同法の概要を紹介する。末尾に児童虐待処罰法の翻訳を付す。

はじめに

児童虐待は、韓国においても深刻な社会問題となっている。保健福祉部(部は省に相当)及び中央児童保護専門機関⁽¹⁾が発行した『2012年全国児童虐待現況報告書』によると、2001年に児童保護専門機関に通報された件数(相談を含む)は4,133件、そのうち虐待と判定された件数は2,105件であったが、2012年にはそれぞれ10,943件及び6,403件に増加した⁽²⁾。また、2012年の虐待判定件数のうち、83.9%が両親による虐待、86.9%が家庭内における虐待であり、虐待の種類別では、心理的虐待(38.1%)、身体的虐待(28.8%)、ネグレクト(28.7%)、性的虐待(4.5%)の順に多かった⁽³⁾。

2014年1月28日、「児童虐待犯罪の処罰等

I 背景及び経緯

韓国では従来、児童虐待があまり問題視されず、家庭のしつけとして見過ごされてきたといわれる。児童福祉法においては、禁止行為の一つに「自己の保護又は監督を受ける児童を虐待する行為」が規定されていたが、2000年の改正前は、児童虐待が明確に定義されておらず、被害児童の保護等に関する規定もなかった。しかし、1997年、議員立法により「児童虐待防止法案」⁽⁴⁾が国会に発議され、さらに翌1998年には、同年に発生した児童虐待死亡事件(ヨンフン姉弟事件⁽⁵⁾)がテレビドキュメンタリーで取り上げられたことにより、児童虐待に対する社会的な関心が高まり⁽⁶⁾、これを契機として児

(1) 児童保護専門機関は日本の児童相談所に相当する機関であるが、日本の児童相談所が児童虐待への対応以外の多様な業務も担当している点で異なるとされる。片桐由喜「最終報告書5韓国」『虐待防止法の総合的研究—国際比較と学際領域のアプローチを軸に一最終報告書』(2009年度—2011年度 日本学術振興会 科学研究費補助金 基盤研究(B)(21330014) :121) p.126. <<http://barrel.ih.otaru-uc.ac.jp/handle/10252/4826>> 以下、インターネット情報は、2014年4月24日現在である。

(2) 「2012년 전국아동학대현황보고서」pp.185, 191. <http://www.bokjiro.go.kr/data/statusView.do?board_sid=297&data_sid=6041519>

(3) 同上, pp.83-93. 2種類以上の種類の虐待が重複する「重複虐待」を別途集計した場合は、重複虐待が47.1%であった。

(4) 「아동학대방지법안」<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=014349>

(5) 1998年に義王(ウィワン)市で発生した、両親により幼い姉弟が虐待された事件。弟は救出されたが、姉は虐待により死亡し、家の庭に埋められていた。

(6) 「죽음의 문턱 5세 아이 당당한 성인으로 홀로서기」『주간동아』2013.1.7. <http://weekly.donga.com/docs/magazine/weekly/2013/01/07/201301070500006/201301070500006_1.html>

童虐待関連規定が整備された。国会審議の過程では、児童虐待防止法案のような特別法を制定するのか、児童福祉法に関連規定を置くのかについて議論されたが、最終的に後者の方法が採られることとなり、2000年に児童福祉法が改正された⁽⁷⁾。

2000年の児童福祉法改正により、児童虐待が、①身体的虐待、②精神的虐待、③性的虐待、④ネグレクト（遺棄及び放任）として明確に定義された。また、被害児童を保護する児童保護専門機関の設置、児童虐待を認知した児童福祉施設関係者等に対する児童保護専門機関又は捜査機関等への通報義務、通報を受けた児童保護専門機関職員又は司法警察職員⁽⁸⁾の出動義務、児童虐待通報のための緊急電話の設置等に関する規定が新設された。児童虐待に関する一般的な規定が児童福祉法に置かれ、国による児童虐待への本格的な対策が開始された。

児童福祉法改正後、児童虐待への対応は強化されたが、制度上の様々な問題点も指摘されるようになった。2005年5月、野党ハンナラ党（現与党セヌリ党）が開催した「児童虐待のない社会をつくる立法公聴会」では、通報義務者による通報が低調なこと、親権を主張する虐待行為者から被害児童を隔離することが困難なこと、

虐待行為者に対する教育等が制度化されていないこと等の問題点が指摘された⁽⁹⁾。これらの問題点を改善すべく、同年7月、ハンナラ党朴順子（パク・スンジャ）議員の代表発議により、「児童の虐待及び放任の防止並びに被害児童保護に関する法律案」⁽¹⁰⁾が国会に提出された。しかし、同法案は第17代国会の任期満了（2008年5月29日）に伴い廃案となり、このときのハンナラ党の法制定の試みは実現しなかった。

今回の児童虐待処罰法制定は、2012年6月にセヌリ党が党内に立ち上げた「児童虐待防止及び権利保障特別委員会」に端を発している。同年7月のセヌリ党と政府間の協議において、児童虐待処罰に関する特別法を早い時期に制定することで合意され⁽¹¹⁾、同年9月、同委員会の委員長であった安鴻俊（アン・ホンジュン）議員の代表発議により、虐待行為者に対する加重処罰等を規定した児童虐待処罰法案が国会に提出された⁽¹²⁾。

同法案は提出から1年以上国会審議が継続していたが、2013年10月に蔚山（ウルサン）広域市蔚州（ウルチュ）郡で発生した児童虐待死亡事件⁽¹³⁾（以下「蔚山児童虐待事件」という。）等の虐待事件が社会的関心を呼び、国会審議に拍車がかかった。同年11月、セヌリ党では、

(7) 「아동복지법개정법률안(대안)」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=015999〉以下、韓国の国会に提出された法律案、法律案の検討報告書及び審査報告書は、韓国国会の「議案情報システム」〈<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/main.jsp>〉による。

(8) 原文では「司法警察官吏」である。「司法警察官吏」とは、「司法警察官」と「司法警察吏」の総称であり、本稿では「司法警察官吏」を「司法警察職員」、「司法警察官」を「司法警察員」と訳出した。

(9) 「아동학대 없는 세상만들기 입법공청회 자료」 pp.14-21. 〈<http://www.saenuriparty.kr/web/policy/policy/mainPolicyView.do?pageIndex=1&srchYear=&srchMonth=&searchCondition=1&searchKeyword=%EC%95%84%EB%8F%99%ED%95%99%EB%8C%80&x=0&y=0#a>〉

(10) 「아동의 학대와 방임 방지 및 피해아동보호에 관한 법률안」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=031159〉

(11) 「[보도자료] 아동·여성 성범죄 근절 당·정 협의 결과 브리핑'부모의 마음으로 성범죄를 반드시 뿌리 뽑겠습니다!」〈http://www.saenuriparty.kr/web/news/briefing/policyBriefing/readPolicyBriefingView.do?bbsId=PBR_000000000248_653〉

(12) 「아동학대범죄의 처벌 등에 관한 특례법안」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_W1C2P0T9V0U4Q1C7E4W3G5H9B3D2Q3〉この時、児童福祉法一部改正法律案及び家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法一部改正法律案を併せた3法案が安鴻俊議員の代表発議により提出された。

(13) 8歳の女兒が母親からの虐待により死亡した事件。死亡時、24本の肋骨のうち、16本が骨折しており、骨折した骨が肺を損傷したことが死因とされている。

金起炫（キム・ギヒョン）政策委員会議長が今国会で児童虐待処罰法案を含む3法案を必ず成立させると述べ⁽¹⁴⁾、野党民主党（現野党新政治民主連合）も、党内に児童虐待関連の委員会を立ち上げるとともに、民間の専門家らと「蔚州児童虐待事件真相調査及び制度改善委員会」（以下「真相調査委員会」という。）を発足させる予定であることを明らかにした⁽¹⁵⁾。また、同年12月20日には、蔚山児童虐待事件が発生した蔚山広域市の議会において、早期に同法案を可決することを国会に求める決議が採択された⁽¹⁶⁾。児童虐待処罰法案の迅速な可決を求める声が高まる中、同法案は同月31日に本会議で可決された。

II 概要

児童虐待処罰法は、本則64か条及び附則1か条から成る。児童虐待犯罪の処罰及びその手続、被害児童に対する保護手続並びに児童虐待行為者に対する保護処分を規定し、児童の健康な社会構成員としての成長に資することを目的としている（第1条）。児童虐待犯罪に対しては児童虐待処罰法が他の法律に優先して適用される（第3条）。ただし、性的な虐待については、性暴力犯罪の処罰等に関する特例法及び児童及び青少年の性保護に関する法律における加重処罰の適用が可能である。

児童虐待処罰法の制定により、児童虐待に対する通報義務及び罰則が強化された。また、臨

時措置の新設、検察官による親権喪失請求等の義務化等、被害児童に対する保護措置が強化されるとともに、虐待行為者に対し、治療プログラム等を実施する根拠条項も新設された。概要は次のとおりである。

(1) 罰則の強化

児童福祉法では、児童虐待（身体的、精神的、性的虐待及びネグレクト）に対して5年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処すると規定されており、児童虐待に対する加重処罰規定はなかった。それに対し、児童虐待処罰法では、児童虐待犯罪の処罰に関して、①児童虐待致死罪（第4条）、②児童虐待重傷害罪（第5条）、③常習犯に対する加重処罰（第6条）及び④児童福祉施設の職員等による児童虐待に対する加重処罰（第7条）が新設された。

①の児童虐待致死罪については、無期又は5年以上の懲役に処すると規定され、最高刑が無期懲役となった⁽¹⁷⁾。また、②について、生命への危険を生じさせる等の虐待について児童虐待重傷害罪が新設され、3年以上の懲役に処すると規定された。さらに、③常習犯及び④児童福祉施設の職員等による児童虐待に対しては、本来の法定刑のうち最も重い刑に、その2分の1を加えたものを超えない範囲内で加重処罰することができるようになった。

なお、児童虐待処罰法の制定とともに児童福祉法が2014年1月28日に改正され⁽¹⁸⁾、性的虐待に対しては10年以下の懲役または5千万ウォ

(14) 「주요당직자회의 주요내용 [보도자료]」〈http://www.saenuriparty.kr/web/news/briefing/delegateBriefing/readDelegateBriefingView.do?bbsId=SPB_00000000524860〉

(15) 「정호준 원내대변인, 오후 현안 브리핑」〈<http://minjoo.kr/archives/89886>〉

(16) 「아동학대 범죄처벌 특례법안 통과 촉구 결의안」〈http://www.council.ulsan.kr/Korean/menu6/menu6_3.html?mode=view&thid=20087&nowpage=2&var1=&var2=&var3=&var4=&var5=&chk=&keyword=〉

(17) 蔚山児童虐待事件では、虐待行為を行った母親が殺人罪等で起訴された（求刑死刑）。2014年4月11日、蔚山地方法院（地方裁判所に相当）は傷害致死罪を適用し、懲役15年を宣告した。

(18) 「아동복지법 일부개정법률안 (대안)」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Q1J3R0U6Z2S0G2V1I5G7J3B4R9B7Z6〉

ン以下の罰金に処することとなり、厳罰化された（児童福祉法第71条第1項第1号の2）。

(2) 刑罰と治療プログラム等の併科

児童福祉法には虐待行為者に対する再犯予防のための教育や治療プログラムを義務付ける条項はないが、児童虐待処罰法では、有罪判決を受けた虐待行為者に対し、これらの処分を併科することを可能とする条項が新設された（第8条）。

(3) 親権喪失請求等の義務化

児童虐待重傷害に相当する児童虐待又は常習的な児童虐待に対し、当該児童虐待行為者が被害児童の親権者又は後見人である場合は、原則として、検察官が義務的に裁判所に親権喪失宣告又は後見人変更審判を請求する条項が新設された（第9条）。

(4) 通報義務

児童福祉法では、児童福祉施設関係者等に対し、職務上、児童虐待を認知したときに児童保護専門機関又は捜査機関への通報義務を課していた。児童虐待処罰法ではそれに加え、その疑いのあるときにも通報義務が課せられた（第10条）。

(5) 臨時措置及び緊急臨時措置

児童福祉法には規定されていなかった臨時措置（児童虐待行為者に対する住居からの退去、被害児童等への100メートル以内の接近の禁止、電話、メール等による接近の禁止、親権の制限・停止等）の法的根拠が整備された（第19条）。臨時措置は、検察官が裁判所に請求する（第14条）。期間は原則として2か月以内で

あるが、住居退去及び接近禁止は最長6か月、親権の制限・停止は最長4か月まで延長できる。児童虐待の再発のおそれがあり、かつ、急を要する場合は、検察官による請求の前に、司法警察員が緊急臨時措置（退去及び接近禁止）をとることも可能である（第13条）。なお、臨時措置により親権が行使できなくなった場合は、1人制裁判所⁽¹⁹⁾（以下「判事」という。）が被害児童の臨時後見人を選任する（第23条）。

(6) 被害者国選弁護士及び陳述助力人

2012年12月の「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」の全面改正により、性犯罪被害者に対する被害者国選弁護士制度及び陳述助力人制度が導入された⁽²⁰⁾。前者は、検察官が選任した弁護士が、刑事裁判において性犯罪被害者を支援する制度であり、後者は、性犯罪被害者が13歳未満又は障害者の場合において、意思の表明及び意思疎通に困難がある場合に、学識経験者が陳述助力人として支援する制度である。従来、性犯罪に対してのみ導入されていたこれらの制度が、児童虐待にも準用される（第16条及び第17条）。

(7) 保護命令及び補助人

被害児童に対する保護命令制度が新設された（第47条）。保護命令は、虐待の程度が軽微な場合等に刑事処罰の代わりにする保護処分（第36条）とは異なり、虐待行為者に対する刑事処罰の有無とは別途に命じることが可能である。判事が職権により、又は被害児童、その法定代理人、弁護士及び児童保護専門機関の長の請求があったときは判事の決定により、被害児童に対する保護命令（児童虐待行為者に対する親権の制限・停止等の様々な制限、児童福祉施

(19) 原文では「単独判事」である。

(20) 「성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법 전부개정법률안 (대안)」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Z1G2W1C1I1O6Q1U1P3K6E1A0Z5K7D8〉

設や医療施設への被害児童の委託等)をすることができる。なお、保護命令には、保護処分にはない措置として「親権者又は後見人の意思表示に代わる決定」(第47条第1項第9号)が含まれており、例えば、親権者が児童に対する手術に同意しないときは、判事が手術に同意する決定を行うことが可能である⁽²¹⁾。

保護命令がなされたときは、被害児童及び児童虐待行為者双方が補助人を選任することができる(第48条)。経済的な理由から選任できない等の理由がある場合は、裁判所が国選補助人を選任することができる(第49条)。保護命令の期間は原則1年以内であるが、最大4年まで延長できる(第51条)。

おわりに

児童虐待処罰法は、公布から8か月後の2014年9月29日に施行される。政府は児童虐待処罰法の制定について、「従来「家庭のしつけ」とみなされていた児童虐待を「重大な犯罪」と認識し、「国が積極的に介入」することができる道を開いたという点で高く評価される⁽²²⁾」と歓迎した。

児童虐待に対しては、処罰のみならず、予防の重要性も指摘されている。蔚山児童虐待事件は、虐待により児童保護専門機関に保護された

後、再び虐待を受ける「再虐待」により死亡に至った事例であった。2014年1月24日、真相調査委員会は、国会において蔚山児童虐待事件の中間報告を行い、被害児童が通っていた幼稚園、学校、病院等の通報義務者のうち、誰も通報義務者としての訓練や児童虐待予防教育を受けていなかったことや⁽²³⁾、複数の児童保護専門機関が関与しながら、機関相互の連携不足により虐待判定後のモニタリングが不十分であったこと等を明らかにした。近年、児童虐待の件数の増加とともに、蔚山児童虐待事件のような再虐待の件数も増加している。2012年に児童保護専門機関により再虐待と判定された件数は914件(全虐待判定件数6,403件の14.3%)に達した⁽²⁴⁾。真相調査委員会は児童虐待予防のためのモニタリングシステムの構築等、処罰よりも虐待及び再虐待の予防対策が必要と訴えた⁽²⁵⁾。

児童保護専門機関の今後のあり方も議論の対象となっている。2012年11月、民主党南仁順(ナム・インスン)議員が、児童保護専門機関の職員に対する司法警察権の付与等を規定した「児童虐待防止及び被害児童の保護に関する法律案」⁽²⁶⁾を代表発議したが、最終的に廃案となり、司法警察権の付与は実現しなかった。一方、中央児童保護専門機関の所長は、各児童保護専門機関に警察の常駐が必要だとする考え方を示すとともに⁽²⁷⁾、全国の児童保護専門機関に相談員

(21) 「아동학대 범죄 범무부 대책」〈http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_03/ListShowData.do?strNbodCd=noti0005&strWrtNo=3219&strAnsNo=A&strNbodCd=noti0005&strFilePath=moj/&strRtnURL=MOJ_30200000&strOrgGbnCd=100000&strThisPage=1&strNbodCdGbn=〉

(22) 「[아동학대범죄특별법 및 개정 아동복지법 국회 통과] 아동학대, 이제 국가가 나섭니다」〈http://www.mw.go.kr/front_new/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&page=3&CONT_SEQ=295052〉

(23) 児童福祉法第26条では、これらの教育を、通報義務が課せられる職業(児童福祉施設関係者等)の資格取得課程又は補習課程に含めることが義務付けられている。「아동복지법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0172&PROM_DT=20140128&PROM_NO=12361〉

(24) 前掲注(2), p.129.

(25) 「140124 국회 _ 중간발표회 _ 보도자료」〈http://www.sc.or.kr/sc/news/bodo_view.php?idx=29315〉

(26) 「아동학대 방지 및 피해아동의 보호에 관한 법률안」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Q1X2D1A1L1G5G1K0N5B8T2X5X4F0A0〉

(27) 「[인터뷰]장화정 굿네이버스 중앙아동보호전문기관 관장」 학대부모 처벌·상담치료 의무화 절실 『내일신문』 2013.5.15. 〈http://www.naeil.com/news_view/?id_art=85253〉

が388人しかおらず、対応に困難を抱えている
として、人員及び予算の拡充を求めている⁽²⁸⁾。

(ふじわら なつと)

(28) 「[독자투고 / 장화정] 아동보호기관 인력 - 예산 '10년째 제자리」 『동아일보』 2014.4.24. <<http://news.donga.com/3/all/20140424/63001355/1>>

児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法

아동학대범죄의 처벌 등에 관한 특례법
(制定 2014 年 1 月 28 日 法律第 12341 号 施行日 2014 年 9 月 29 日)

九州大学アジア太平洋未来研究センター助教 菊池 勇次訳
(本稿は、海外立法情報課が翻訳を依頼したものである。)

【目次】

第 1 章 総則 (第 1 条～第 3 条)
第 2 章 児童虐待犯罪の処罰に関する特例 (第 4 条～第 9 条)
第 3 章 児童虐待犯罪の処理手続に関する特例 (第 10 条～第 17 条)
第 4 章 児童保護事件 (第 18 条～第 45 条)
第 5 章 被害児童保護命令 (第 46 条～第 58 条)
第 6 章 罰則 (第 59 条～第 64 条)
附則

意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「児童」とは、「児童福祉法」第 3 条第 1 号の規定⁽²⁾による児童をいう。
- 2 「保護者」とは、「児童福祉法」第 3 条第 3 号の規定⁽³⁾による保護者をいう。
- 3 「児童虐待」とは、「児童福祉法」第 3 条第 7 号の規定⁽⁴⁾による児童虐待をいう。
- 4 「児童虐待犯罪」とは、保護者による児童虐待であって、次に掲げる罪のいずれかに該当するものをいう。

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

この法律⁽¹⁾は、児童虐待犯罪の処罰及びその手続に関する特例並びに被害児童に対する保護手続及び児童虐待行為者に対する保護処分を規定することにより、児童を保護し、及び児童の健康な社会構成員としての成長に資することを目的とする。

第 2 条 (定義)

この法律において次の各号に掲げる用語の

- イ 「刑法」第 2 編第 25 章傷害及び暴行の罪のうち第 257 条 (傷害) 第 1 項、第 3 項、第 260 条 (暴行) 第 1 項、第 261 条 (特殊暴行) 及び第 262 条 (暴行致死傷 (傷害を生じさせたときに限る。)) の罪
- ロ 「刑法」第 2 編第 28 章遺棄及び虐待の罪のうち第 271 条 (遺棄) 第 1 項、第 272 条 (嬰兒遺棄)、第 273 条 (虐待) 第 1 項、第 274 条 (児童酷使) 及び第 275 条 (遺棄等致死傷 (傷害を生じさせたときに限る。)) の罪
- ハ 「刑法」第 2 編第 29 章逮捕及び監禁の罪のうち第 276 条 (逮捕及び監禁) 第 1 項、第 277 条 (重逮捕及び重監禁) 第 1

(1) 「아동학대범죄의 처벌 등에 관한 특례법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A3493&PROM_NO=12341&PROM_DT=20140128&HanChk=Y〉以下、インターネット情報は 2014 年 4 月 24 日現在である。なお、脚注及び訳文中の [] 内の語句は、全て訳者による補記である。

(2) 「児童」とは、満 18 歳に満たない者をいう。「아동복지법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0172&PROM_DT=20140128&PROM_NO=12361〉

(3) 「保護者」とは、親権者、後見人、児童を保護、養育及び教育する者若しくはその義務を負う者又は業務若しくは雇用等の関係により、事実上児童を保護及び監督する者をいう。

(4) 「児童虐待」とは、保護者を含む成人が児童の健康若しくは福祉を害し、又は正常な発達を阻害するおそれがある身体的、精神的若しくは性的暴力若しくは過酷な行為を行い、又は児童の保護者が児童を遺棄し、若しくは放任することをいう。

- 項、第 278 条（特殊逮捕及び特殊監禁）、第 280 条（未遂罪）及び第 281 条（逮捕及び監禁等致死傷（傷害を生じさせたときに限る。））の罪
- ニ 「刑法」第 2 編第 30 章脅迫の罪のうち第 283 条（脅迫）第 1 項、第 284 条（特殊脅迫）及び第 286 条（未遂罪）の罪
- ホ 「刑法」第 2 編第 31 章略取、誘拐及び人身売買の罪のうち第 287 条（未成年者略取及び誘拐）、第 288 条（わいせつ等目的略取及び誘拐等）、第 289 条（人身売買）及び第 290 条（略取、誘拐、売買及び移送等傷害及び致傷）の罪
- ヘ 「刑法」第 2 編第 32 章強姦及びわいせつの罪のうち第 297 条（強姦）、第 297 条の 2（類似強姦）、第 299 条（準強姦及び準強制わいせつ）、第 300 条（未遂罪）、第 301 条（強姦等傷害及び致傷）、第 301 条の 2（強姦等殺人及び致死）、第 302 条（未成年者等に対する姦淫）、第 303 条（業務上威力等による姦淫）及び第 305 条（未成年者に対する姦淫及びわいせつ）の罪
- ト 「刑法」第 2 編第 33 章名誉に対する罪のうち第 307 条（名誉毀損）、第 309 条（出版物等による名誉毀損）及び第 311 条（侮辱）の罪
- チ 「刑法」第 2 編第 36 章住居を侵す罪のうち第 321 条（住居及び身体搜索）の罪
- リ 「刑法」第 2 編第 37 章権利の行使を妨害する罪のうち第 324 条（強要）及び第 324 条の 5（未遂罪）（第 324 条の罪に限る。）の罪
- ヌ 「刑法」第 2 編第 39 章詐欺及び恐喝の罪のうち第 350 条（恐喝）及び第 352 条（未遂罪）（第 350 条の罪に限る。）の罪
- ル 「刑法」第 2 編第 42 章損壊の罪のうち第 366 条（器物損壊等）の罪
- ヲ 「児童福祉法」第 71 条第 1 項各号に掲げる罪（第 3 号の罪を除く。）⁽⁵⁾
- ワ イからヲまでの罪であって他の法律の規定により加重処罰される罪
- カ 第 4 条（児童虐待致死）、第 5 条（児童虐待重傷害）及び第 6 条（常習犯）の罪
- 5 「児童虐待行為者」とは、児童虐待犯罪を犯した者及びその共犯をいう。
- 6 「被害児童」とは、児童虐待犯罪により直接被害を受けた児童をいう。
- 7 「児童保護事件」とは、児童虐待犯罪により第 36 条第 1 項の規定による保護処分（以下「保護処分」という。）の対象となる事件をいう。
- 8 「被害児童保護命令事件」とは、児童虐待犯罪により第 47 条の規定による被害児童保護命令の対象となる事件をいう。
- 9 「児童福祉専門機関」とは、「児童福祉法」第 45 条の規定⁽⁶⁾による児童保護専門機関（以下「児童保護専門機関」という。）及び

(5) ①児童を売買する行為、②児童に淫乱な行為をさせ、これを媒介する行為又は児童に性的羞恥心を与える性的嫌がらせ等の性的虐待行為、③児童の身体に傷害を与え、又は身体の健康及び発達を害する身体的虐待行為、④児童の精神的健康及び発達を害する情緒的虐待行為、⑤自らの保護及び監督を受ける児童を遺棄し、又は衣食住を含む基本的保護、養育、治療及び教育を疎かにする放任行為、⑥障害を有する児童を公衆に観覧させる行為、⑦児童に物乞い若しくは興行をさせ、又は児童を利用して物乞いをする行為、⑧公衆の娯楽若しくは興行を目的として児童の健康若しくは安全に有害な曲芸をさせる行為又はこのために児童を第三者に引き渡す行為。

(6) 「児童福祉法」第 45 条第 1 項では、「国は、児童虐待予防事業を活性化し、地域間の連携体系を構築するため中央児童保護専門機関を置く」と規定し、同条第 2 項では、「地方自治体は、虐待を受けた児童の発見、保護及び治療に関する迅速な処理及び児童虐待予防を担当する地域児童保護専門機関を…（中略）…1 か所以上置かなければならない」と規定している。

「児童福祉法」第48条⁽⁷⁾の規定による里親委託支援センター（以下「里親委託支援センター」という。）をいう。

10 「児童福祉施設」とは、「児童福祉法」第50条⁽⁸⁾の規定により設置された施設をいう。

11 「児童福祉施設の職員」とは、児童福祉施設において児童の相談、指導、治療及び養育その他児童の福祉に関する業務を担当する者をいう。

第3条（他の法律との関係）

児童虐待犯罪に関しては、この法律を優先して適用する。ただし、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」及び「児童及び青少年の性保護に関する法律」により加重処罰がある場合については、それぞれ当該法律の定めるところによる。

第2章 児童虐待犯罪の処罰に関する特例

第4条（児童虐待致死）

第2条第4号イからハまでの児童虐待犯罪を犯した者が児童を死亡させたときは、無期又は5年以上の懲役に処する。

第5条（児童虐待重傷害）

第2条第4号イからハまでの児童虐待犯罪を犯した者が、児童の生命に対する危険を生じさせ、又は後遺障害若しくは難治疾患に至らしめたときは、3年以上の懲役に処する。

第6条（常習犯）

常習的に第2条第4号イからワまでの児童

虐待犯罪を犯した者は、その罪について定めた刑のうち最も重い刑にその2分の1を加えたものを超えない範囲内で加重する。ただし、他の法律の規定により常習犯として加重処罰される場合には、この限りでない。

第7条（児童福祉施設の職員等に対する加重処罰）

第10条第2項各号の規定による児童虐待通報義務者がその保護する児童に対して児童虐待犯罪を犯したときは、その罪について定めた刑のうち最も重い刑にその2分の1を加えたものを超えない範囲内で加重する。

第8条（刑罰及び受講命令等の併科）

① 裁判所は、児童虐待行為者に対して有罪判決（宣告猶予を除く。）を宣告し、200時間の範囲内で、再犯予防に必要な受講命令（「保護観察等に関する法律」の規定による受講命令をいう。以下同じ。）又は児童虐待治療プログラムの履修命令（以下「履修命令」という。）を併科することができる。

② 児童虐待行為者の刑の執行を猶予する場合には、その執行猶予期間内に第1項の受講命令を併科し、その罰金又は懲役の実刑を宣告する場合には、第1項の履修命令を併科する。

③ 裁判所が児童虐待行為者に対して刑の執行を猶予する場合には、第1項の規定による受講命令以外にその執行猶予期間内に保護観察又は社会奉仕のうちいずれか1以上の処分を併科することができる。

④ 第1項の規定による受講命令又は履修命令

(7) 「児童福祉法」第48条第1項では、「国は、里親事業を活性化し、地域間の連携体系を構築するため中央里親支援センターを置く」と規定し、同条第2項では、「地方自治体は、保護対象児童に対する里親事業を活性化するため…（中略）…地域里親支援センターを置く」と規定している。

(8) 「児童福祉法」第50条第1項では、「国又は地方自治体は、児童福祉施設を設置することができる」と規定し、同条第2項では、「国又は地方自治体以外の者は、管轄の市長、郡守又は区庁長に申告し、児童福祉施設を設置することができる」と規定している。

は、刑の執行を猶予する場合にあってはその執行猶予期間内に、罰金刑を宣告する場合にあっては刑の確定の日から6月以内に、懲役刑の実刑を宣告する場合にあっては刑期内にそれぞれ執行する。

- ⑤ 第1項の規定による受講命令又は履修命令は、罰金刑又は刑の執行猶予に併科した場合にあっては保護観察所の長が執行し、懲役刑の実刑に併科した場合にあっては矯正施設の長が執行する。ただし、懲役刑の実刑に併科した履修命令を全て履行する前に児童虐待行為者が釈放され若しくは仮釈放され、又は未決拘禁日数の算入等の事由によりその刑を執行することができなくなった場合には、保護観察所の長が残りの履修命令を執行する。
- ⑥ 第1項の規定による受講命令又は履修命令は、次の各号に掲げる内容とする。
- 1 児童虐待行動の診断及び相談
 - 2 保護者としての基本的素養を備えさせるための教育
 - 3 その他児童虐待行為者の再犯予防のために必要な事項
- ⑦ 刑と併科する保護観察、社会奉仕、受講命令及び履修命令に関してこの法律で別に定めるもののほかは、「保護観察等に関する法律」の規定を準用する。

第9条（親権喪失請求等）

- ① 児童虐待行為者が第5条又は第6条の犯罪を犯したときは、検察官は、その事件の児童虐待行為者が被害児童の親権者又は後見人である場合には、裁判所に対し「民法」第924条の規定による親権喪失の宣告又は同法第940条の規定による後見人の変更の審判を請求しなければならない。ただし、親権喪失の宣告又は後見人の変更の審判をしてはならない特別な事情がある場合には、この限りでない。
- ② 検察官が第1項の規定による請求をしない

ときには、児童保護専門機関の長は、検察官に第1項の規定による請求をするよう要請することができる。この場合には、請求を要請された検察官は、要請された日から30日以内にその処理の結果を児童保護専門機関の長に通報しなければならない。

- ③ 第2項後段の規定により処理の結果の通報を受けた児童保護専門機関の長は、その処理結果について異議がある場合には、通報を受けた日から30日以内に裁判所に対し第1項の規定による請求を自ら行うことができる。

第3章 児童虐待犯罪の処理手続に関する特例

第10条（児童虐待犯罪の通報義務及び手続）

- ① 何人も、児童虐待犯罪を認知した場合又はその疑いがある場合には、児童保護専門機関又は捜査機関に通報することができる。
- ② 次の各号のいずれかに該当する者が職務を遂行する過程において、児童虐待犯罪を認知した場合又はその疑いがある場合には、児童保護専門機関又は捜査機関に通報しなければならない。
- 1 里親委託支援センターの長及びその職員
 - 2 児童福祉施設の長及びその職員
 - 3 「児童福祉法」第13条の規定による児童福祉専門公務員
 - 4 「家庭暴力の防止及び被害者保護等に関する法律」第5条の規定による家庭暴力関連相談所及び同法第7条の2の規定による家庭暴力被害者保護施設の長及びその職員
 - 5 「健康家庭基本法」第35条の規定による健康家庭支援センターの長及びその職員
 - 6 「多文化家族支援法」第12条の規定による多文化家族支援センターの長及びその職員
 - 7 「社会福祉事業法」第14条の規定による社会福祉専門公務員及び同法第34条の規

- 定による社会福祉施設の長及びその職員
- 8 「性売買防止及び被害者保護等に関する法律」第5条の規定による支援施設及び同法第10条の規定による性売買被害相談所の長及びその職員
- 9 「性暴力防止及び被害者保護等に関する法律」第10条の規定による性暴力被害相談所及び同法第12条の規定による性暴力被害者保護施設の長及びその職員
- 10 「消防基本法」第34条の規定による救急隊の隊員
- 11 「応急医療に関する法律」第36条の規定による応急救助手
- 12 「乳幼児保育法」第10条の規定による保育園の園長等保育教職員
- 13 「幼児教育法」第20条の規定による教職員及び同法第23条の規定による講師等
- 14 「医療技師等に関する法律」第1条の2第1号の規定による医療技師
- 15 「医療法」第2条第1項の規定による医療関係人及び同法第3条第1項の規定による医療機関の長
- 16 「障害者福祉法」第58条の規定による障害者福祉施設の長及びその職員であって、施設において障害児童に対する相談、治療、訓練又は療養の業務を遂行する者
- 17 「精神保健法」第3条第3号の規定による精神医療機関、同条第4号の規定による精神疾患社会復帰施設、同条第5号の規定による精神療養施設及び同法第13条の2の規定による精神保健センターの長及びその職員
- 18 「青少年基本法」第3条第6号の規定による青少年施設及び同条第8号の規定による青少年団体の長及びその職員
- 19 「青少年保護法」第35条の規定による青少年保護リハビリテーションセンターの長及びその職員
- 20 「初等中等教育法」第19条の規定による教職員、同法第19条の2の規定による専門相談教師及び同法第22条の規定による産学兼任教師⁽⁹⁾等
- 21 「ひとり親家庭支援法」第19条の規定によるひとり親家庭福祉施設の長及びその職員
- 22 「学院の設立、運営及び課外教習に関する法律」第6条の規定による学院の運営者、講師、職員及び同法第14条の規定による教習所の教習員及び職員⁽¹⁰⁾
- 23 「子ども保育支援法」第2条第4号の規定によるベビーシッター
- 24 「児童福祉法」第37条の規定による困窮児童に対する統合サービス支援⁽¹¹⁾を行う者
- ③ 何人も、第1項及び第2項の規定による通報者の個人情報又は通報者であることを推定できる事実を他人に知らせ、公開し、又は報道してはならない。

第11条（現場出動）

- ① 児童虐待犯罪の通報を受けた司法警察職員⁽¹²⁾又は児童保護専門機関の職員は、遅滞なく、児童虐待犯罪の現場に出動しなければならない。この場合には、捜査機関の長又は児童保護専門機関の長は、相互に同行を要請するこ

(9) 産業技術者又はサービス分野の専門資格所持者及び文化芸術、体育若しくは技能の分野における国際大会又は国内大会の入賞者等に関連科目の教育を担当させる制度。

(10) 「学院」とは、私人が不特定多数の学習者に対して30日以上 of 教習課程により知識、技術又は芸能を教習し、又は30日以上学習する場所を提供する施設。「教習所」とは、「学院」の要件に該当しない課外教習施設。

(11) 困窮児童及びその家族を対象に、保健、福祉、保護、教育及び治療等を総合的に支援するもの。

(12) 原文では「司法警察官吏」である。「司法警察官吏」とは、「司法警察官」と「司法警察吏」の総称であり、本稿では「司法警察官吏」を「司法警察職員」、「司法警察官」を「司法警察員」と訳出した。

とができ、その要請を受けた捜査機関の長又は児童保護専門機関の長は、正当な事由がない限り、司法警察職員又は児童保護専門機関の職員が児童虐待犯罪の現場に同行するよう措置しなければならない。

- ② 児童虐待犯罪の通報を受けた司法警察職員又は児童保護専門機関の職員は、児童虐待犯罪が行われていると通報された現場に立ち入り、児童又は児童虐待行為者等の関係人に対して調査を行い、又は質問をすることができる。ただし、児童保護専門機関の職員は、被害児童の保護を目的とする範囲内において、児童虐待行為者等の関係人に対して調査し、又は質問をすることができる。
- ③ 第2項の規定により立入り又は調査をする司法警察職員又は児童保護専門機関の職員は、その権限を表示する証票を携帯し、これを関係人に提示しなければならない。
- ④ 何人も、第1項の規定により現場に出動した司法警察職員又は児童保護専門機関の職員が第2項の規定による業務を遂行するとき、暴行、脅迫又は現場調査を拒否する等、その業務遂行を妨害する行為をしてはならない。

第12条（被害児童に対する応急措置）

- ① 第11条第1項の規定により現場に出動し、又は児童虐待犯罪の現場を発見した司法警察職員又は児童保護専門機関の職員は、被害児童を保護するため、直ちに次の各号に掲げる措置（以下「応急措置」という。）をとらなければならない。この場合において第3号に掲げる措置をとるときは、被害児童の意思を尊重しなければならない。

- 1 児童虐待犯罪行為の制止
- 2 被害児童の児童虐待行為者からの隔離
- 3 被害児童の児童虐待関連保護施設への引渡し
- 4 緊急治療が必要な被害児童の医療機関へ

の引渡し

- ② 司法警察職員又は児童保護専門機関の職員は、第1項第2号から第4号までの規定により被害児童を隔離し、引き渡し、又は保護する場合には、遅滞なく、被害児童を引き渡す保護施設又は医療施設を管轄する特別市長、広域市長、特別自治市長、道知事若しくは特別自治道知事又は市長、郡守若しくは区庁長にその事実を通報しなければならない。
- ③ 第1項第2号から第4号までの規定による応急措置は、72時間を超えてはならない。ただし、検察官が第15条第2項の規定により臨時措置を裁判所に請求した場合には、裁判所の臨時措置の決定があるまで延長される。
- ④ 司法警察職員又は児童保護専門機関の職員が第1項の規定により応急措置をとった場合にあっては、直ちに応急措置結果報告書を作成しなければならない。そのうち児童保護専門機関の職員が第1項の規定により応急措置をとった場合にあっては、児童保護専門機関の長は、作成された応急措置結果報告書を遅滞なく、管轄警察署の長に送付しなければならない。
- ⑤ 第4項の規定による応急措置結果報告書には、被害事実の要旨、応急措置が必要な事由、応急措置の内容等を記載しなければならない。
- ⑥ 児童保護専門機関の職員又は司法警察職員が第1項の規定による業務を遂行するとき、何人も暴行、脅迫又は応急措置を阻止する等、その業務の遂行を妨害する行為をしてはならない。

第13条（児童虐待行為者に対する緊急臨時措置）

- ① 司法警察員は、第12条第1項の規定による応急措置をとったにもかかわらず、児童虐待犯罪が再発するおそれがあり、かつ緊急を

要する場合において、第19条第1項の規定による裁判所の臨時措置決定を受けるいとまがないときは、職権により又は被害児童、その法定代理人（児童虐待行為者を除く。以下同じ。）、弁護士（第16条の規定による弁護士をいう。第48条及び第49条を除き、以下同じ。）若しくは児童保護専門機関の長の申請により、第19条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する措置をとることができる。

- ② 司法警察員は、第1項の規定による措置（以下「緊急臨時措置」という。）をとった場合には、直ちに緊急臨時措置決定書を作成しなければならない。
- ③ 第2項の規定による緊急臨時措置決定書には、犯罪事実の要旨、緊急臨時措置が必要な事由、緊急臨時措置の内容等を記載しなければならない。

第14条（臨時措置の請求）

- ① 検察官は、児童虐待犯罪が再発するおそれがあると認める場合には、職権により又は司法警察員若しくは保護観察官の申請により、裁判所に第19条第1項各号に掲げる臨時措置を請求することができる。
- ② 被害児童、その法定代理人、弁護士又は児童保護専門機関の長は、検察官又は司法警察員に第1項の規定による臨時措置の請求又はその申請を要請し、又はこれに関して意見を陳述することができる。
- ③ 第2項の規定による要請を受けた司法警察員は、第1項の規定による臨時措置を申請しない場合には、検察官にその事由を報告しなければならない。

第15条（応急措置及び緊急臨時措置後の臨時措置の請求）

- ① 司法警察員が自ら第12条第1項第2号か

ら第4号までの規定による応急措置又は第13条第1項の規定による緊急臨時措置をとり、又は児童保護専門機関の長から第12条第1項第2号から第4号までの規定による応急措置をとった旨の通知を受けたときは、当該司法警察員は、遅滞なく、検察官に第19条の規定による臨時措置の請求を申請しなければならない。

- ② 第1項の申請を受けた検察官が裁判所に臨時措置を請求するときは、応急措置がとられた時から72時間以内に、又は緊急臨時措置がとられた時から48時間以内に請求しなければならない。この場合には、第12条第4項の規定により作成された応急措置経過報告書及び第13条第2項の規定により作成された緊急臨時措置決定書を添付しなければならない。
- ③ 司法警察員は、検察官が第2項の規定により臨時措置を請求せず、又は裁判所が臨時措置の決定をしないときは、直ちにその緊急臨時措置を取り消さなければならない。

第16条（被害児童に付する弁護士選任の特例）

児童虐待犯罪事件の被害児童に付する弁護士の選任等に関しては、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第27条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「性暴力犯罪」とあるのは「児童虐待犯罪」と、「刑事手続」とあるのは「刑事及び児童保護手続」と、「被害者」とあるのは「被害児童」と読み替えるものとする。

第17条（準用）

児童虐待犯罪の調査及び審理に関しては、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第29条から第32条まで及び第34条から第41条まで並びに「児童及び青少年の性保護に関する法律」第29条の規定を準用する。この場

合において、これらの規定中「性暴力」又は「児童及び青少年対象性犯罪」とあるのは「児童虐待犯罪」と、「被害者」とあるのは「被害児童」と読み替えるものとする。

第4章 児童保護事件

第18条（管轄）

- ① 児童保護事件は、児童虐待行為者の行為地、居住地又は現在地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。ただし、家庭裁判所が設置されていない地域においては、当該地域の地方裁判所（支所を含む。以下同じ。）の管轄に属する。
- ② 児童保護事件の審理及び決定は、1人制裁判所⁽¹³⁾（以下「判事」という。）がする。

第19条（児童虐待行為者に対する臨時措置）

- ① 判事は、児童虐待犯罪の円滑な調査及び審理又は被害児童の保護のため必要と認める場合には、決定により児童虐待行為者に次の各号のいずれかに該当する措置（以下「臨時措置」という。）をとることができる。
 - 1 被害児童又は家族構成員（「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第2条第2号の規定による家族構成員をいう。以下同じ。）の住居からの退去等隔離
 - 2 被害児童又は家族構成員の住居、学校又は保護施設等から100メートル以内への接近禁止
 - 3 被害児童又は家族構成員に対する「電気通信基本法」第2条第1号の電気通信を利用した接近の禁止
 - 4 親権又は後見人の権限の行使の制限又は停止
 - 5 児童保護専門機関等への相談及び教育委

託

- 6 医療機関その他療養施設への委託
 - 7 警察官署の留置場又は拘置所への留置
- ② 第1項各号に掲げる処分は、併科することができる。
 - ③ 判事は、被害児童に対して第12条第1項第2号から第4号までの規定による応急措置がとられた場合には、臨時措置が請求された時から24時間以内に臨時措置の承認又は不承認を決定しなければならない。
 - ④ 第1項各号の規定による臨時措置の期間は、2月を超えることができない。ただし、判事が被害児童の保護のためその期間を延長する必要があると認める場合には、決定により、第1項第1号から第3号までの規定による臨時措置にあっては2回に限り、同項第4号から第7号までの規定による臨時措置にあっては1回に限り、それぞれ当該期間の範囲内において延長することができる。
 - ⑤ 第1項第6号の規定により委託する場合には、医療機関等の長に児童虐待行為者を保護する上で必要な事項を課することができる。
 - ⑥ 第1項第6号の規定により民間が運営する医療機関等に児童虐待行為者の保護を委託しようとする場合には、第5項の規定により課する事項をその医療機関等の長にあらかじめ告知し、同意を得なければならない。
 - ⑦ 裁判所は、第1項の規定による臨時措置を決定した場合には、検察官及び被害児童、その法定代理人、弁護士又は被害児童を保護している機関の長に通知しなければならない。
 - ⑧ 第1項第5号の規定による相談及び教育を行った児童保護専門機関の長等は、その経過報告書を判事及び検察官に提出しなければならない。
 - ⑨ 第1項各号の委託の対象となる相談所、医

(13) 原文では「単独判事」である。

療機関、療養施設等の基準、委託の手続及び第7項の規定による通知の手続等その他必要な事項は、大法院規則で定める。

第20条（臨時措置の告知）

裁判所は、第19条第1項第6号及び第7号の措置をとった場合には、その事実を児童虐待行為者の補助人（第44条において準用する「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第28条の規定による補助人をいう。以下同じ。）がいる場合には、補助人に通知し、補助人がいない場合には、児童虐待行為者が指定した者に通知しなければならない。この場合において、第19条第1項第7号の措置をとったときは、児童虐待行為者に弁護士等補助人を選任することができ、及び抗告をすることができることを教示しなければならない。

第21条（臨時措置の執行）

- ① 判事は、第19条第1項各号に規定された臨時措置の決定をする場合には、家庭保護事件調査官、裁判所事務官、司法警察職員又は拘留所所属の矯正職の公務員に執行させることができる。
- ② 被害児童又は家族構成員は、第19条第1項第1号及び第2号の臨時措置後、住居、学校又は保護施設等を変更した場合には、管轄裁判所に臨時措置の決定の変更を申請することができる。

第22条（臨時措置の変更）

- ① 児童虐待行為者、その法定代理人又は補助人は、第19条第1項各号の規定による臨時措置の決定の取消又はその種類の変更を管轄裁判所に申請することができる。
- ② 判事は、正当な理由があると認める場合に

は、職権又は第1項の規定による申請に基づき、決定により、当該臨時措置を取り消し、又はその種類を変更することができる。

- ③ 判事は、臨時措置を受けた児童虐待行為者が第19条第1項第5号及び第6号の臨時措置の決定を履行せず、又はその執行に従わない場合には、職権により、又は検察官、被害児童、その法定代理人若しくは補助人若しくは第19条第1項各号の委託対象となる機関の長の請求に基づき、決定により、その臨時措置を変更することができる。

第23条（臨時に後見人の任務を遂行する者）

- ① 判事は、第19条第1項第4号の臨時措置により被害児童に親権を行使し、又は後見人の任務を遂行する者がいない場合には、その臨時措置の期間中、特別市長、広域市長、特別自治市長、道知事、特別自治道知事、市長、郡守、区庁長及び児童福祉専門機関の長に臨時に後見人の任務を遂行させ、又はその任務を遂行する者を選任しなければならない。
- ② 第1項の場合において、判事は、当該被害児童の意見を尊重しなければならないが、被害児童、弁護士及び児童福祉専門機関の長等被害児童を保護している者は、その選任に関して意見を述べることができる。
- ③ 裁判所が第1項の規定による措置をとった場合には、その事実を被害児童、弁護士又は児童福祉専門機関の長等被害児童を保護している者に告知しなければならない。
- ④ 第1項の規定により臨時に後見人の任務を遂行する者は、被害児童の所有財産の保存及び被害児童の保護を目的とする範囲内において、後見人の任務を遂行することができる。
- ⑤ 臨時に後見人の任務を遂行する者については、「民法」第949条の規定⁽¹⁴⁾を準用する。

(14) 後見人が被後見人の財産の管理及び財産に関する法律行為の代理を行うとする旨の規定。

- ⑥ 臨時に後見人の任務を遂行する者の選任、辞任及び変更手続等に必要な事項は、大法院規則で定める。

第 24 条（司法警察員の事件送致）

司法警察員は、児童虐待犯罪を迅速に捜査し、事件を検察官に送致しなければならない。この場合において、司法警察員は、当該事件を児童保護事件として処理することが適切であるか否かに関する意見を述べることができる。

第 25 条（検察官の決定前調査）

- ① 検察官は、児童虐待犯罪について、児童保護事件の送致、公訴の提起、又は起訴猶予等の処分を決定するために必要と認める場合には、児童虐待行為者の居住地又は検察庁所在地を管轄する保護観察所の長に児童虐待行為者の経歴、生活環境及び養育能力その他必要な事項に関する調査を要求することができる。
- ② 第 1 項の規定による要求を受けた保護観察所の長は、遅滞なく、これを調査して書面で当該検察官に通報しなければならない。調査のために必要がある場合には、所属保護観察官に〔命じて〕児童虐待行為者又は関係人を出席させ、陳述を求める等の方法により必要な事項を調査させることができる。
- ③ 第 2 項の規定による調査をするときには、あらかじめ児童虐待行為者又は関係人に調査の趣旨を説明しなければならない。その人権を尊重し、職務上の秘密を厳守しなければならない。
- ④ 検察官は、児童虐待犯罪に関して必要な場合には、児童保護専門機関の長に対して第 1 項の決定に必要な資料の提出を要求すること

ができる。

- ⑤ 検察官は、第 1 項の決定をするときは、保護観察所の長から通報された調査結果及び児童保護専門機関の長から提出された資料等を参考として、被害児童の保護及び児童虐待行為者の教化及び改善に最も適合する決定をしなければならない。

第 26 条（条件付起訴猶予）

検察官は、児童虐待犯罪を捜査した結果、次の各号に掲げる事由を考慮して、必要と認める場合には、児童虐待行為者に対して相談をし、又は治療若しくは教育を受けることを条件として起訴猶予とすることができる。

- 1 事件の性質、動機及び結果
- 2 児童虐待行為者と被害児童との関係
- 3 児童虐待行為者の性行及び改善の可能性
- 4 元の家を保護する必要性
- 5 被害児童又はその法定代理人の意思

第 27 条（児童保護事件の処理）

検察官は、児童虐待犯罪であって、第 26 条各号に掲げる事由を考慮して、第 36 条の規定による保護処分をすることが適切であると認めるものについては、児童保護事件として処理することができる。

第 28 条（検察官の送致）

- ① 検察官は、第 27 条の規定により児童保護事件として処理する場合には、その事件を第 18 条第 1 項の規定による管轄裁判所（以下「管轄裁判所」という。）に送致しなければならない。
- ② 検察官は、児童虐待犯罪とその他の犯罪とが競合⁽¹⁵⁾する場合には、児童虐待犯罪に関する事件のみを分離し、管轄裁判所に送致する

(15) 1 個の行為が 2 個以上の罪名に触れ、又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れるときをいう。

ことができる。

第 29 条（裁判所の送致）

裁判所は、児童虐待行為者に対する被告事件を審理した結果、第 36 条の規定による保護処分を命ずることが適切であると認める場合には、決定により、事件を管轄裁判所に送致することができる。

第 30 条（送致時の児童虐待行為者の処理）

- ① 第 28 条又は第 29 条の規定による送致の決定があった場合には、児童虐待行為者を拘禁している施設の長は、検察官の移送の指示を受けた時から管轄裁判所が所在する市（特別市、広域市、特別自治市及び「**濟州特別自治道の設置及び国際自由都市造成のための特別法**」第 15 条第 2 項の規定による行政市を含む。以下同じ。）及び郡においては、24 時間以内に、その他の市及び郡においては、48 時間以内に児童虐待行為者を管轄裁判所に引き渡さなければならない。この場合において、裁判所は、児童虐待行為者に対して第 19 条の規定による臨時措置の承認又は不承認を決定しなければならない。
- ② 第 1 項の規定による引渡し及び決定は、「刑事訴訟法」第 92 条、第 203 条又は第 205 条の拘束期間内にしなければならない。
- ③ 児童虐待行為者に対する拘束令状の効力は、第 1 項後段の規定により臨時措置の承認又は不承認を決定した時に喪失したものとみなす。

第 31 条（送致書）

- ① 第 28 条又は第 29 条の規定により事件を児童保護事件として送致する場合には、送致書を送付しなければならない。

- ② 第 1 項の送致書には、児童虐待行為者の氏名、住所、生年月日、職業、被害児童との関係及び行為の概要並びに家庭状況を記載し、その他参考資料を添付しなければならない。

第 32 条（移送）

- ① 児童保護事件を送致された裁判所は、事件がその管轄に属しない場合又は適正な調査及び審理のために〔移送の〕必要があると認める場合には、決定により、その事件を直ちに他の管轄裁判所に移送しなければならない。
- ② 裁判所は、第 1 項の規定による移送の決定をした場合には、遅滞なく、その理由を付して児童虐待行為者、被害児童、その法定代理人、弁護士及び検察官に通知しなければならない。

第 33 条（保護処分の効力）

第 36 条の規定による保護処分が確定した場合には、その児童虐待行為者に対して同一の犯罪事実により再び公訴を提起することができない。ただし、第 41 条第 1 号の規定により送致された場合には、この限りでない。

第 34 条（公訴時効の停止及び効力）

- ① 児童虐待犯罪の公訴時効は、「刑事訴訟法」第 252 条の規定⁽¹⁶⁾にかかわらず、当該児童虐待犯罪の被害児童が成年に達した日から進行する。
- ② 児童虐待犯罪の公訴時効は、当該児童保護事件が裁判所に送致された時から時効の進行を停止する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時から進行する。

- 1 当該児童保護事件について第 44 条の規定により準用される「家庭暴力犯罪の処罰

(16) ①時効は、犯罪行為が終わった時から進行する。②共犯の場合には、最終の行為が終わった時から、すべての共犯に対して時効の期間を起算する。

等に関する特例法」第37条第1項第1号の規定による処分をしない決定が確定したとき

- 2 当該児童保護事件が第41条又は第44条の規定により準用される「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第27条第2項及び第37条第2項の規定により送致されたとき

- ③ 共犯の1人に対する第2項の時効の停止は、他の共犯に対してもその効力を有する。

第35条（秘密厳守等の義務）

- ① 児童虐待犯罪の捜査又は児童保護事件の調査、審理及びその執行を担当し、又はこれに関与する公務員、補助人、陳述助力人、児童保護専門機関の長及びその職員、相談所等の長及びその相談員並びに第10条第2項各号に規定する者（その職にあった者を含む。）は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ② 新聞の編集者、発行人又はその職員及び放送局の編集責任者、その長又は職員その他出版物の著作者及び発行人は、児童保護事件に関連する児童虐待行為者、被害児童、告訴人、告発人又は通報者の住所、氏名、年齢、職業、容貌その他これらの者を特定し、把握できる個人情報若しくは写真等を新聞等出版物に掲載し、又は放送媒体を通じて放送することができない。
- ③ 被害児童の教育又は保育を担当する学校の教職員又は保育教職員は、正当な事由がなければ、当該児童の就学、進学、転学又は入所（その変更を含む。）の事実を児童虐待行為者である親権者を含むいかなる者に対しても、漏らしてはならない。

第36条（保護処分の決定等）

- ① 判事は、審理の結果、保護処分が必要と認める場合には、決定により、次の各号のい

ずれかに該当する保護処分をすることができる。

- 1 児童虐待行為者が被害児童又は家族構成員に接近する行為の制限
 - 2 児童虐待行為者が被害児童又は家族構成員に「電気通信基本法」第2条第1号に規定する電気通信を利用して接近する行為の制限
 - 3 被害児童に対する親権又は後見人の権限の行使の制限又は停止
 - 4 「保護観察等に関する法律」の規定による社会奉仕及び受講の命令
 - 5 「保護観察等に関する法律」の規定による保護観察
 - 6 法務部長官の所管する監護委託施設又は法務部長官が定める保護施設への監護委託
 - 7 医療機関への治療委託
 - 8 児童保護専門機関又は相談所等への相談の委託
- ② 第1項各号に掲げる処分は、併科することができる。
 - ③ 第1項第3号の規定による処分をする場合には、被害児童を児童虐待行為者以外の親権者、親族又は児童福祉施設等に引き渡すことができる。
 - ④ 判事が第1項第3号の規定による保護処分をする場合において、保護処分の期間中、臨時に後見人の任務を遂行する者の選任等については、第23条の規定を準用する。
 - ⑤ 裁判所は、第1項の規定により保護処分の決定をした場合には、遅滞なく、その事実を検察官、児童虐待行為者、被害児童、法定代理人、弁護士、保護観察官及び保護処分を委託される保護施設、医療機関、児童保護専門機関又は相談所等（以下「受託機関」という。）の長に通知しなければならない。ただし、受託機関が国又は地方公共団体が運営する機関でない場合には、その機関の長から受託の同意を得なければならない。

- ⑥ 第1項第4号から第8号までの規定により処分をした場合には、裁判所は、児童虐待行為者の矯正に必要な参考資料を保護観察官又は受託機関の長に送付しなければならない。
- ⑦ 第1項第6号の規定による監護委託期間は、児童虐待行為者に対し、その性行を矯正するための教育をしなければならない。

第37条（保護処分の期間）

第36条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第8号までの規定による保護処分の期間にあつては1年を、同項第4号の社会奉仕及び受講命令の時間にあつてはそれぞれ200時間を超えてはならない。

第38条（保護処分の決定の執行）

- ① 裁判所は、家庭保護事件調査官、裁判所事務官、司法警察職員、保護観察官又は受託機関の所属の職員に保護処分の決定を執行させることができる。
- ② 保護処分の執行に関し、この法律に規定がない事項については、児童保護事件の性質に反しない限り、「刑事訴訟法」、「保護観察等に関する法律」及び「精神保健法」の規定を準用する。

第39条（報告及び意見の提出等）

- ① 裁判所は、第36条第1項第4号から第8号までの規定による保護処分を決定した場合には、保護観察官又は受託機関の長に児童虐待行為者に関する報告書又は意見書の提出を要求することができ、及びその執行について必要な指示をすることができる。
- ② 保護観察官又は受託機関の長は、第1項の場合以外の場合においても、児童虐待行為者が第36条第1項第4号から第8号までの規定による保護処分を履行せず、又はその執行に従わない場合には、保護処分の履行状況に

関する報告書又は意見書を裁判所に提出しなければならない。

第40条（保護処分の変更）

- ① 裁判所は、保護処分の進行中に必要と認める場合には、職権により、又は検察官、保護観察官若しくは受託機関の長の請求によって、決定により、1回に限り保護処分の種類及び期間を変更することができる。
- ② 第1項の規定により保護処分の種類及び期間を変更する場合には、従前の処分期間を合算し、第36条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第8号までの規定による保護処分の期間については2年を、同項第4号の規定による社会奉仕及び受講命令の時間については400時間をそれぞれ超えてはならない。
- ③ 裁判所は、第1項の規定により処分の変更を決定した場合には、遅滞なく、その事実を検察官、児童虐待行為者、被害児童、法定代理人、弁護士、補助人、保護観察官及び受託機関の長に通知しなければならない。

第41条（保護処分の取消し）

裁判所は、保護処分を受けた児童虐待行為者が第36条第1項第4号から第8号までの規定による保護処分の決定を履行せず、又はその執行に従わない場合には、職権により、又は検察官、被害児童、その法定代理人、弁護士、保護観察官若しくは受託機関の長の請求によって、決定により、その保護処分を取り消し、次の各号の規定により処理しなければならない。

- 1 第28条の規定により検察官が送致した事件である場合には、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官に送致すること。
- 2 第29条の規定により裁判所が送致した事件である場合には、送致した裁判所に移送すること。

第 42 条 (保護処分の終了)

裁判所は、児童虐待行為者の性行が矯正され、正常な家庭生活が維持できると判断される場合その他保護処分を継続する必要がないと認める場合には、職権により、又は検察官、被害児童、その法定代理人、弁護士、保護観察官若しくは受託機関の長の請求によって、決定により、保護処分の全部又は一部を終了することができる。

第 43 条 (費用の負担)

- ① 第 19 条第 1 項第 6 号の規定による臨時措置又は第 36 条第 1 項第 7 号及び第 8 号の規定による保護処分を受けた児童虐待行為者は、委託又は保護処分に必要な費用を負担する。ただし、児童虐待行為者に支払能力がない場合には、国が〔その費用を〕負担することができる。
- ② 判事は、児童虐待行為者に第 1 項本文の規定による費用の予納を命じることができる。
- ③ 第 1 項の規定により児童虐待行為者が負担する費用の計算、請求及び支払手続その他必要な事項は、大法院規則で定める。

第 44 条 (準用)

児童保護事件の調査、審理、保護処分及び民事処理に関する特例等については、「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第 18 条の 2、第 19 条から第 28 条まで、第 30 条から第 39 条まで、第 42 条及び第 56 条から第 62 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家庭保護事件」とあるのは「児童保護事件」と、「家庭暴力行為者」とあるのは「児童虐待行為者」と、「被害者」とあるのは「被害児童」と読み替えるものとする。

第 45 条 (抗告及び再抗告)

- ① 第 19 条の臨時措置〔その期間の〕延長又は変更の決定を含む。以下同じ。)、第 36 条の保護処分、第 40 条の保護処分の変更及び第 41 条の保護処分の取消しにおいて、その決定に影響を及ぼす法令違反若しくは重大な事実の誤認がある場合又はその決定が著しく不当である場合には、検察官、児童虐待行為者又は法定代理人若しくは補助人は、家庭裁判所本院合議部⁽¹⁷⁾に抗告することができる。ただし、家庭裁判所が設置されていない地域においては、地方裁判所本院合議部に抗告しなければならない。
- ② 裁判所が第 44 条において準用する「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第 37 条の規定により処分をしないことを決定し、その決定が著しく不当であるときは、検察官、被害児童、その法定代理人又は弁護士は、抗告することができる。この場合の抗告裁判所に関しては、第 1 項の規定を準用する。
- ③ 〔前項の〕抗告は、その決定を告知された日から 7 日以内にしなければならない。
- ④ 臨時措置及び保護処分の抗告、再抗告に関しては、「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第 50 条から第 54 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家庭保護事件」とあるのは「児童保護事件」と読み替えるものとする。

第 5 章 被害児童保護命令

第 46 条 (被害児童保護命令事件の管轄)

- ① 被害児童保護命令事件は、児童虐待行為者の行為地、居住地若しくは現在地又は被害児童の居住地若しくは現在地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。ただし、家庭裁判所が

(17) 3 人の裁判官で構成され、家庭裁判所又は地方裁判所の本庁に設置されたもの。

設置されていない地域においては、当該地域の地方裁判所とする。

- ② 被害児童保護命令事件の審理及び決定は、判事がする。

第 47 条（家庭裁判所の被害児童保護命令）

- ① 判事は、職権により、又は被害児童、その法定代理人、弁護士若しくは児童保護専門機関の長の請求によって、決定により、被害児童の保護のため、次の各号に掲げる被害児童保護命令をすることができる。

- 1 被害児童の居住地又は占有する部屋からの退去等、児童虐待行為者の隔離
 - 2 児童虐待行為者が被害児童又は家族構成員に接近する行為の制限
 - 3 児童虐待行為者が被害児童又は家族構成員に「電気通信基本法」第 2 条第 1 号に規定する電気通信を利用して接近する行為の制限
 - 4 被害児童の保護の児童福祉施設又は障害者福祉施設への委託。
 - 5 被害児童の治療の医療機関への委託。
 - 6 被害児童の縁故者等の家庭への委託。
 - 7 親権者である児童虐待行為者の被害児童に対する親権の行使の制限又は停止
 - 8 後見人である児童虐待行為者の被害児童に対する後見人の権限の制限又は停止
 - 9 親権者又は後見人の意思表示に代わる決定
- ② 第 1 項各号に掲げる処分は、併科することができる。
- ③ 判事が第 1 項各号に掲げる被害児童保護命令をする場合には、被害児童、その法定代理人、弁護士又は児童保護専門機関の長は、管轄裁判所に対して必要な意見を述べることができる。
- ④ 判事が第 1 項第 7 号及び第 8 号の規定による被害児童保護命令をする場合において、被

害児童保護命令の期間中、臨時に後見人の任務を遂行する者の選任等については、第 23 条の規定を準用する。

- ⑤ 第 1 項第 4 号から第 6 号までの規定により、[被害児童を] 委託すべき児童福祉施設、医療機関、縁故者等の基準並びに委託の手續及び執行等に関して必要な事項は、大法院規則で定める。

第 48 条（補助人）

- ① 被害児童及び児童虐待行為者は、被害児童保護命令事件について、各自補助人を選任することができる。
- ② 被害児童及び児童虐待行為者の法定代理人、配偶者、直系親族、兄弟姉妹、児童保護専門機関の長及び相談員並びに第 16 条の規定による弁護士は、補助人となることができる。
- ③ 弁護士（「弁護士法」の規定による弁護士をいう。以下第 49 条において同じ。）ではない者を補助人として選任し、又は第 2 項の規定による補助人となろうとする場合には、裁判所の許可を得なければならない。
- ④ 判事は、いつでも第 3 項の許可を取り消すことができる。
- ⑤ 第 1 項の規定による補助人の選任にあつては、審級ごとに補助人と連名捺印した書面で[補助人の選任について] 提出しなければならない。
- ⑥ 第 2 項の規定による補助人となろうとする者は、審級ごとにその旨を申告しなければならない。この場合において、補助人となろうとする者と被害児童若しくは児童虐待行為者の身分関係又は補助人となろうとする者の職業及び役職を疎明する書面を添付しなければならない。
- ⑦ 第 1 項の規定による補助人にあつては独立して手続行為をすることができ、第 2 項の規定による補助人にあつては独立して被害児童

又は児童虐待行為者の明示した意思に反しない手続行為をすることができる。ただし、法律に特別の定めがあるときには、例外とする。

第 49 条（国選補助人）

- ① 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、職権により、又は被害児童、被害児童の法定代理人、直系親族、兄弟姉妹若しくは児童保護専門機関の長若しくはその相談員の申請により、弁護士を被害児童の補助人として選定することができる。
 - 1 被害児童に身体的又は精神的障害が疑われる場合
 - 2 貧困その他の事由により補助人を選任することができない場合
 - 3 その他判事が必要と認める場合
- ② 裁判所は、児童虐待行為者が「刑事訴訟法」第 33 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、職権により弁護士を児童虐待行為者の補助人として選定することができる。
- ③ 第 1 項及び第 2 項の規定により選定された補助人に支給する費用については、「刑事訴訟費用等に関する法律」の規定を準用する。

第 50 条（被害児童保護命令の執行及び取消し又は変更）

- ① 管轄裁判所の判事は、第 47 条第 1 項第 1 号から第 6 号までの規定による被害児童保護命令をする場合において、家庭保護事件調査官、裁判所事務官、司法警察職員又は拘留所所属の矯正職の公務員にこれを執行させ、又は特別市長、広域市長、特別自治市長、道知事若しくは特別自治道知事若しくは市長、郡守若しくは区庁長にその執行を委任することができる。
- ② 被害児童、その法定代理人、弁護士又は児童保護専門機関の長は、第 47 条第 1 項の規定による保護命令の取消し又はその種類の変

更を申請することができる。

- ③ 判事は、相当な理由があると認めるときは、職権により、又は第 2 項の規定による申請によって、決定により当該被害児童保護命令を取り消し、又はその種類を変更することができる。

第 51 条（被害児童保護命令の期間）

- ① 第 47 条第 1 項第 1 号から第 8 号までの規定による被害児童保護命令の期間は、1 年を超えてはならない。ただし、管轄裁判所の判事は、被害児童の保護のためその期間の延長が必要と認める場合には、職権により、又は被害児童、その法定代理人若しくは弁護士の請求による決定により、3 月単位でその期間を延長することができる。
- ② 第 1 項の規定により期間を延長した場合においても、被害児童保護命令の全期間は、4 年を超えてはならない。

第 52 条（被害児童に対する臨時保護命令）

- ① 管轄裁判所の判事は、第 47 条の規定による被害児童保護命令の請求があった場合において、被害児童保護のため必要と認めるときは、決定により、臨時に第 47 条第 1 項各号のいずれかに該当する措置（以下「臨時保護命令」という。）をとることができる。
- ② 臨時保護命令の期間は、被害児童保護命令が決定する時までとする。ただし、判事が必要と認める場合には、その期間を短縮することができる。
- ③ 判事が第 47 条第 1 項第 7 号及び第 8 号の規定により臨時保護命令をした場合において、その臨時保護命令の期間中、臨時に後見人の任務を遂行する者の選任等については、第 23 条の規定を準用する。
- ④ 臨時保護命令の執行及び取消し又は変更については、第 50 条の規定を準用する。この

場合において、この規定中「被害児童保護命令」とあるのは「臨時保護命令」と読み替えるものとする。

あるのは「児童虐待犯罪」と、「保護処分」とあるのは「被害児童保護命令」と読み替えるものとする。

第 53 条（履行状況の調査）

- ① 管轄裁判所は、家庭保護事件調査官、裁判所事務官、司法警察職員又は保護観察官等に臨時保護命令及び被害児童保護命令の履行状況について、随時調査させ、遅滞なく、その結果を報告させることができる。
- ② 管轄裁判所は、臨時保護命令及び被害児童保護命令を受けた児童虐待行為者がその決定を履行せず、又は執行に従わないときには、その事実を管轄裁判所に対応する検察庁の検察官に通報することができる。

第 54 条（併合審理）

裁判所は、事件の関連性が認められ、併合して審理する必要がある場合には、被害児童保護命令事件及び児童保護事件を併合して審理することができる。

第 55 条（児童保護専門機関に対する教育）

関係行政機関の長は、児童保護専門機関の職員に対し、児童虐待事件の調査に必要な専門知識及び被害児童を保護するための調査方法等に関して教育を実施しなければならない。

第 56 条（準用）

被害児童保護命令事件の調査及び審理については、「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第 19 条から第 22 条まで、第 30 条から第 32 条まで及び第 34 条から第 36 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家庭保護事件」とあるのは「児童保護事件」と、「家庭暴力行為者」とあるのは「児童虐待行為者」と、「被害者」とあるのは「被害児童」と、「家庭暴力犯罪」と

第 57 条（抗告及び再抗告）

- ① 第 47 条の規定による被害児童保護命令（第 51 条の規定による〔その期間の〕延長の決定を含む。）及び第 50 条の規定によるその取消し又は種類の変更並びに第 52 条の規定による臨時保護命令及びその取消し又は種類の変更において、その決定に影響を及ぼす法令違反若しくは重大な事実の誤認があるとき又はその決定が著しく不当であるときは、被害児童、児童虐待行為者、法定代理人、弁護士、児童保護専門機関の長又は補助人は、家庭裁判所本院合議部に抗告することができる。ただし、家庭裁判所が設置されていない地域においては、地方裁判所本院合議部に抗告しなければならない。
- ② 判事が被害児童保護命令の請求を棄却した場合には、被害児童、その法定代理人、弁護士又は児童保護専門機関の長は、抗告することができる。この場合の抗告裁判所については、第 1 項の規定を準用する。
- ③ 第 1 項及び第 2 項の規定による被害児童保護命令等の抗告及び再抗告については、「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第 49 条第 3 項及び第 50 条から第 53 条までの規定を準用する。

第 58 条（委任規定）

被害児童保護命令事件の調査及び審理に必要な事項は、大法院規則で定める。

第 6 章 罰則

第 59 条（保護処分等の不履行罪）

- ① 次の各号のいずれかに該当する児童虐待行

為者は、2年以下の懲役、2千万ウォン以下の罰金又は拘留に処する。

- 1 第19条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する臨時措置を履行しない児童虐待行為者
 - 2 第36条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する保護処分が確定した後にこれを履行しない児童虐待行為者
 - 3 第47条の規定による被害児童保護命令又は第52条の規定による臨時保護命令を決定した後にこれを履行しない児童虐待行為者
- ② 常習的に第1項の罪を犯した児童虐待行為者は、5年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。
- ③ 第8条第1項の規定により履修命令を受けた者が保護観察所の長又は矯正施設の長の履修命令の履行に関する指示に従わず、「保護観察等に関する法律」又は「刑の執行及び収容者の処遇に関する法律」の規定による警告を受けた後、再び正当な事由なく履修命令の履行に関する指示に従わない場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める刑に処する。
- 1 罰金刑と併科する場合には、500万ウォン以下の罰金に処する。
 - 2 懲役刑の実刑と併科する場合には、1年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。

第60条（被害者等に対する強要行為）

暴行又は脅迫により児童虐待犯罪の被害児童又は第2条第2号の規定による保護者に対して合意を強要した者は、7年以下の懲役に処する。

第61条（業務遂行等の妨害罪）

- ① 第11条第2項、第12条第1項、第19条

第1項各号又は第36条第1項各号の規定による業務を遂行中である児童保護専門機関の職員に対して暴行若しくは脅迫を加え、又は偽計若しくは威力によりその業務の遂行を妨害した者は、5年以下の懲役又は1千500万ウォン以下の罰金に処する。

- ② 団体又は多衆の威力を示し、又は危険物を携帯して第1項の規定による罪を犯したときは、その罪について定めた刑のうち最も重い刑にその2分の1を加えたものを超えない範囲内で加重する。
- ③ 第1項の罪を犯し、児童保護専門機関の職員に傷害を生じさせたときは、3年以上の有期懲役に処する。[同様にこれを]死亡させたときは、無期又は5年以上の懲役に処する。

第62条（秘密厳守等の義務の違反罪）

- ① 第35条第1項の規定による秘密厳守の義務に違反した補助人、陳述助力人、児童保護専門機関の長及びその職員、相談所等の長及び相談員並びに第10条第2項各号で規定する者（その職にあった者を含む。）は、1年以下の懲役、2年以下の資格停止又は700万ウォン以下の罰金に処する。ただし、補助人である弁護士については、「刑法」第317条第1項の規定を適用する。
- ② 第10条第3項の規定に違反し、通報者の個人情報又は通報者であることを推定できる事実を他人に知らせ、公表し、又は報道した者は、1年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。
- ③ 第35条第2項の報道禁止義務に違反した新聞の編集者、発行人又はその職員及び放送局の編集責任者、その長又は職員その他出版物の著作者及び発行人は、500万ウォン以下の罰金に処する。

第 63 条 (過料)

- ① 次の各号のいずれかに該当する者は、500 万ウォン以下の過料に処する。
- 1 正当な事由なく、判事の児童保護事件の調査及び審理のための召喚に従わない者
 - 2 正当な事由なく、第 10 条第 2 項の規定による通報をしない者
 - 3 正当な事由なく、第 13 条第 1 項の規定による緊急臨時措置を履行しない者
 - 4 正当な事由なく、第 36 条第 1 項第 4 号から第 8 号までの保護処分が確定した後、これを履行せず、又は執行に従わない者
 - 5 正当な事由なく、第 39 条の規定による報告書又は意見書の提出要求に従わない者

- ② 第 1 項の規定による過料は、大統領令で定めるところにより、関係行政機関の長が賦課し、及び徴収する。

第 64 条 (罰則適用における公務員の擬制)

児童保護専門機関の長及びその職員並びに陳述助力人は、「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定による罰則の適用において公務員とみなす。

附則

この法律は、公布の日から起算して 8 月を経過した日から施行する。

(きくち ゆうじ)